

氏名(本籍)	まき 牧 園 清 子 (兵庫県)
学位の種類	博 士 (社会学)
学位記番号	博 乙 第 1,345 号
学位授与年月日	平成10年1月31日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	社会科学研究科
学位論文題目	生活保護制度における世帯分離の研究
主査	筑波大学教授 博士(社会学) 副 田 義 也
副査	筑波大学教授 阿 部 徹
副査	筑波大学教授 菱 山 謙 二
副査	筑波大学助教授 樽 川 典 子

論 文 の 内 容 の 要 旨

本研究の目的は、生活保護制度における世帯分離の規定および実態の検討を通して、生活保護制度による家族政策の変容を明らかにすることである。

生活保護制度は生存権の保障を目指す政策のひとつであるが、生活保護法の第10条で世帯単位の原則を規定するとともに、第4条では親族扶養優先を規定しており、被保護者の家族生活のあり方を方向づける政策でもある。そこで、本研究では、生活保護制度を家族政策という視点から論じる。

生活保護制度における世帯分離をなるべく包括的に把握するために、3通りの課題を設定する。Ⅰ生活保護制度における世帯および世帯分離、Ⅱ被保護世帯および世帯分離の全国動向、Ⅲ世帯分離の事例分析である。Ⅰでは、生活保護の「実施要領」を資料に、世帯単位の原則のもと大きく変容する世帯分離規定を素描する。Ⅱでは、政府統計により全国レベルの被保護世帯及び世帯分離の動向を把握する。Ⅲでは、生活保護の第一職職員が職務を通して作成した資料をもとに事例分析を行い、世帯分離の実態および機能を明らかにする。

「序章」では、研究の意図と方法を述べ、家族政策および世帯と家族の暫定的規定を行う。生活保護制度を規範的統制機能をもつ家族政策と位置づけ、その政策決定および執行の両レベルからの検討を課題とする。世帯概念は明治期に成立し、公的扶助の領域では、1931年の救護法施行令においてはじめて登場した。その成立と展開の過程とともに、世帯概念および世帯の同義語として用いられることの多い家族概念との相違を検討する。

Ⅰ 生活保護制度における世帯および世帯分離

「第1章 生活保護制度における世帯」では、生活保護制度における世帯の定義、世帯認定の基準および世帯認定をめぐる問題を検討し、生活保護制度における世帯の意味と問題点を明らかにする。生活保護制度における世帯の定義は、同一居住と生計同一の2つの要件を挙げているが、生計同一に主眼を置いており、帰来予定があれば別居者も世帯員と考える。したがって、生活保護制度における世帯は、社会学的に言えば「家族+世帯」を包含する概念である。神奈川県知事の不服申立決定と藤木訴訟は、世帯の認定をめぐる問題を提起する1960年代の代表的な事例である。これらと同様の問題は現在も発生しており、生活保護制度における世帯概念の再定義が必要である。

「第2章 生活保護制度における家族政策の展開——世帯分離規定の変遷にみる」では、世帯分離の規定に着目し、世帯単位の原則の変容を明かにし、生活保護制度における家族政策の変更点を見いだす。生活保護法は

1950年の制定以後大きな改正は行われていないが、生活保護運営の手引きである「実施要領」の内容は大きく変化した。世帯分離の規定は、細かく数えれば4から16に増加し、かつ詳細になっており、一読しただけでは理解しがたい。そこで、世帯分離の適用を受ける者の居住関係と世帯分離後の保護受給者に着目し、世帯分離の規定を分類し、検討を加える。「実施要領」における「世帯の認定」の章がほぼ現在の形となるのは1973年である。とくに、生活保持義務関係者間（夫婦間のみならず親と未成熟子間）の世帯分離を認めるなど、世帯分離の規定は大幅に拡大されてきた。社会生活の変化に世帯単位の原則はおおいに譲歩せざるを得なかったことを示すものである。

「第3章 世帯分離修学と世帯内修学」では、「実施要領」に規定されている世帯分離修学と世帯内修学を検討することによって、生活保護制度における進学保障政策の変遷を明らかにする。生活保護法は義務教育終了まで最低生活の内容としており、義務教育終了後の修学については世帯分離が適用されていた。しかし、1970年からは要件を充たせば、高校修学の場合は世帯内修学が認められることになった。これにより、被保護世帯における高校生の在学中の最低生活費は生活保護費の給付対象となり、子どもたちに進学を保障するとともに、世帯分離によって転出となりがちであった子どもたちに家族との生活を保障することになった。

II 被保護世帯および世帯分離の全国的動向

「第4章 被保護世帯の動向と世帯分離」では、現行生活保護法制定から現在にいたるまでの被保護階層の世帯変動と世帯分離の関連を明らかにする。被保護世帯数および世帯保護率は、被保護人員および人員保護率の激減に比べれば緩やかではあるが、減少傾向がみられる。とくに、一般世帯と比べた場合、被保護世帯は世帯規模の少人数化、単身世帯化が顕著である。被保護世帯に対する保護開始・廃止世帯の比率は被保護層への参入・離脱の指標となるが、1980年以降それらの比率は低下しており、被保護層の固定化、停滞性が指摘できる。被保護世帯および保護開始世帯における世帯分離は、1980年以降実数、分離率ともに激減している。1990年の世帯分離の要件では、「6箇月以上要入院（世帯員のいずれもが生活保持義務関係にない）」「保護の要件を欠く」「要保護者の転入」の順で比率が高い。世帯分離は被保護世帯の世帯規模を現実のそれよりも縮小させるが、高いときで単身世帯率を4～5%膨らませてみせる。同居者のいる世帯数を分母とする修正した世帯分離率は、厚生省統計が示す世帯分離率より4～5%高率となり、世帯単位の原則の崩れははるかに高い比率で生じている。

III 世帯分離の事例分析

「第5章 被保護世帯における世帯分離の事例分析」では、A市における世帯分離の事例分析を通して、生活保護制度における世帯認定および世帯分離の実態を明らかにする。世帯認定では、同一世帯のほかに別世帯と認定される事例もある。別世帯認定には世帯分離の適用に近い事例が多く含まれている。開始時の世帯分離の適用は、単身世帯の比率を4%膨らませている。世帯分離は、被保護世帯の世帯規模を縮小し、単身世帯および単親世帯を創設するという機能を持つ。また、世帯単位の原則の適用はときに被保護世帯の家族生活への介入となることもある。

「第6章 被保護世帯における子どもの進学——世帯内修学および世帯分離の事例分析」では、被保護世帯における子どもの進学状況を事例分析することによって、生活保護の「実施要領」に規定されている世帯内修学および世帯分離の実態を明らかにする。高校修学の8割近くは世帯内修学であり、これにより被保護世帯の子どもたちは高校修学と3年間の家族生活が保障される。しかし、定時制高校の修学では稼働能力の活用が要件となっており、この要件を欠くために世帯分離が適用される事例が多い。

「終章 家族政策としての生活保護制度」では、それぞれの章で得られた発見や解釈を要約するとともに若干の理論的考察を行う。現行民法の家族像は近代的小家族と家制度的家族の「二つの魂」をもつとされるが、生活保護法の家族像は家制度的家族である。現行生活保護法では無差別平等がうたわれ、旧生活保護法に規定されていた「欠格条項」は法文上存在しない。しかし、「実施要領」の世帯分離規定では「保護の要件を欠く者」の世帯分離を定めており、この規定は保護の実施上「欠格条項」にあたる機能を持つ。また、家庭生活への介入の事

例が示すように、世帯単位原則のもと世帯に関する保護の実施機関による拘束、すなわち世帯の管理が行われている。

審 査 の 結 果 の 要 旨

著者は、わが国の社会福祉事業にみられる世帯分離の制度に早くから注目し、まず、老人福祉事業における老人ホームへの入所措置における世帯分離について考察をおこない、その斬新な主題設定と分析方法で、学界の注目をひろく集めた。〔「老人ホームへの入所措置における世帯分離」東京都老人総合研究所『社会老年学』1977年第8号〕。ついで、生活保護事業における措置の開始における世帯分離をとりあげ、このたび、その理論的・実証的考察を本論文にまとめた。これによって、社会福祉事業における世帯分離の社会学的研究はひとまずの完成をみることになった。

本論文の学問的貢献はつぎのとおりである。(1)家族政策の一環として生活保護をとらえ、家族にたいする保護と統制の両面から生活保護をみるという新しい視角を提示した。(2)わが国の生活保護制度における世帯分離の規定の歴史の変遷をくわしくあきらかにした。(3)世帯分離の統計資料をもれなく収集して、要件別の量の歴史の変遷をくわしくあきらかにした。(4)世帯分離の実施例を福祉事務所の保護台帳から収集して、綿密なケース・スタディをおこない、その実態をくわしくあきらかにした。(5)以上をつうじて、世帯分離の制度は世帯単位の原則がもつ限界を補完し、生活保護事業が家族と社会の変動に対応するのを助けてきたことをあきらかにした。

本論文の完成によって、著者は、世帯分離の社会学的研究のパイオニアから、文字通り第一人者の評価を獲得するとおもわれる。ただし、法学、家族社会学など隣接領域の研究者からみれば、つぎの諸点で、さらに研究を進める余地があるのではないか。(1)世帯概念を法学的、社会学的にいっそう洗練すること。(2)家族規範について理論的検討をいっそう深めること。(3)近年の世帯分離の量的減少についていっそう踏みこんだ解釈を試みること。これらについては、本論文が出版されるさいに、さらに改善をおこなわれたい。

よって、著者は博士（社会学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。